

競 売 条 件

株式会社東西ニューアートを競売人とするオークションにおける全ての入札は、以下の条件に基づいてなされた申し込みとして取り扱われます。

1. 東西ニューアートはオークションの全てに渡って各商品の売り手の代理人としての任務を履行します。
2. オークションへの参加は、あらかじめ参加登録を済ませた方に限ります。万一、登録者本人以外の方が登録者カードもしくは入場券によってオークションに参加し商品を落札された場合、その商品代金の支払いについては登録者の責任となります。オークションには原則的に住所が確認できる方ならどなたでも参加可能ですが、東西ニューアートの自由裁量により参加希望者の入場および参加をお断りする場合があります。なお、下見会およびオークション当日に会場内で撮影された写真および映像を、パンフレットやウェブサイト等の広報物・広告媒体に掲載することがあります。下見会およびオークションへの参加者は写真および映像の使用に予め承諾のうえ同意したものとみなします。
3. 東西ニューアートは当日入場することのできない参加者に代わって書面、電話またはインターネットによる入札申し込みを受け付けます。原則的に入札申込者は予め取引金融機関名または然るべき照会先の届け出が必要となります。なお、落札に成功した場合、買い手としての支払金額は下記6条と同様になります。

イ) 書面による入札の場合

万一、申込者による指示が不適当であると判断される場合、競売人は自己の裁量に基づき書面の指示に従わない場合があります。

ロ) 電話による入札の場合

万一、代行者に対しての参加者の指示について代行者の遺漏または電話回線の不具合・故障等による行き違いがあったとしても、東西ニューアートは一切の責任を負いません。

ハ) インターネットによる入札の場合

参加者の誤入力・誤操作、通信環境の不具合・誤作動等の事由に起因して生じた結果につき、東西ニューアートは一切の責任を負いません。また、インターネットによる入札参加者は東西ニューアートが別途定める「ライブビッド利用規約」の内容を承諾したものとします。

4. 競売人が最終的に受諾し得る最高額の入札をした人が買い手となり、競売人がハンマーを打った時点でその売買契約（売り手と東西ニューアート間および東西ニューアートと買い手間）が同時に成立します。オークションにおける競り上げ幅について」の内容に準じます。なお、商品の競売中または競売後でも競売人がその入札に疑問があると判断した場合、あるいはその他の理由により再度競売に付するべきであると判断した場合、競売人は自己の裁量に基づき、その商品を再度競売にかけることができません。
5. 競売人は自己の裁量によりいかなる入札をも拒否し、自らの判断に基づき競売を進める権限を有します。また、競売人は自己の裁量に基づき、商品を競売からの取り下げ、および、商品をいくつかに分割、あるいは二つ以上の商品を統括して競売にかける権利を有します。
6. イ) 買い手がお支払いいただく金額は、各商品に対する落札価格（ハンマープライス）に15%の落札手数料と、その落札手数料に対する消費税を加えた金額となります。

なお、支払方法は現金、銀行振出小切手（預金小切手）または銀行振込にて受け付けます。また、競売はすべて日本円にて行われ、支払いは競落日から14日以内に円貨にて完了していただくものとします。上記期間を過ぎても支払いがなされない場合は、その翌日から支払価格に対し、年利15%の延滞金（保管料、保険料等を含む）が加算されます。また、買い手が落札をキャンセルする場合には、上記支払期限までの申出で支払総額の50%、支払期限以降の申出で支払総額の90%、および全落札作品の保管料、保険料、その他経費の総額を支払わなければなりません。

ロ) オークションへ参加する際は東西ニューアート指定の誓約書等書類に署名

の上ご提出いただきます。また東西ニューアートの要請がある場合、取引金融機関名もしくは他の然るべき照会先を届け出る義務があります。

ハ) 落札した場合、買い手は直ちにすべての支払金額またはその一部を支払うよう要請される場合があります。もしこの支払いがなされない場合は、東西ニューアートはその商品を再度競売にかけるか、任意の売却により販売する権利を有します。

7. イ) 商品は支払価格全額が支払われるまで引き取ることができません。

ロ) 買い手は商品代金の支払完了後、自己の費用でその商品をお引き取りいただけます。買い手の依頼により、落札商品の配送手配を承りますが、それにかかる一切の費用（輸送費および梱包費、保険料等）は買い手の負担となります。東西ニューアート指定場所における商品の引渡し完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について、東西ニューアートは一切の責任を負いません。また落札商品配送申込書による指示等落札者の希望により、東西ニューアートが運送業者を斡旋し、又は作品の梱包を施した場合であっても、その運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、同様にその事故において責任を負いません。落札者は作品の引き取りに関して自らの責任と費用負担において、保険を付す等の対応を取ってください。

ハ) オークションで落札いただいた商品は速やかにお引き取り願います。なお、オークション後30日を経過した落札商品につきましては、有料倉庫に移管いたします。その際の商品お引き取り時には、保管料等の費用を別途頂戴いたします。保管料は1点につき5,000円（別途消費税）/月の保管料がかかります。また、縦・横・高さの合計が2.5mを超えるものについては、使用面積3.3平方メートルあたり40,000円（別途消費税）/月の保管料を頂戴いたします。

二) 落札いただいた商品が正当な理由なく引き取りがされないまま、オークション日より一年を経過した場合は、引き取り意志のない商品とみなし、その商品に対し落札者が支払った額にかかわらず、東西ニューアートは自己の裁量で再度その商品を競売にかける権利を有します。再競売の際の落札価格は、必ずしも前回の落札価格を補償いたしません。そのことにより万一、前落札者が損失を被ったとしても、東西ニューアートはそれを救済する義務をもちません。尚、再競売にあたって東西ニューアートは規定通りの売り手手数料、カタログ掲載料などの諸経費、本項ハ)号に規定される有料倉庫の保管料等を落札価格から差し引き、規定に従い前落札者にその差額を支払います。

ホ) 象牙、珊瑚、香木（沈香・伽羅）等のワシントン条約にかかわる商品に關しましては、CITES許可書・証明書が商品に添付されていないために輸出できないことを理由とするキャンセルは一切受け付けません。

8. イ) 競売のカタログ、広告、パンフレット、ウェブサイトに記載されている各商品についての解説は、単に参加者の参考となるべく記載したものであり、それに掲載されている写真および説明（作者、年代、寸法、重量、素材、色調、技法、来歴、状態、題名、傷、修復等）については、あくまでも東西ニューアートが商品について単に意見を陳述したものにすぎず、売買の根拠をその表記によって何ら保証するものではありません。また、商品写真は必ずしも正確に商品の色調、色彩、材質等を表すものではなく、商品の欠陥を選別し得るように印刷されているものではありません。よって、カタログ掲載の内容について東西ニューアートは、何ら法的な義務を負うものではありません。買い手になろうとする方々は、下見会等にてご自身の目で商品の状態を確認し、自らの責任と判断でご参加ください。（商品によっては下見会に展示されないものもありますが、希望により東西ニューアートの指定する日時・場所において確認をすることが可能です。）

ロ) 売り手も東西ニューアートも、商品のいかなる瑕疵、修復、欠陥にも一切責任を負いません。また、落札された商品の瑕疵、修復、欠陥に対しては、

たとえカタログの解説に記載されていない場合でも、落札後のキャンセルは一切受け付けません。

ハ) 時計やオルゴールなど、機械を内包する作品の作動に関する記述はただ単に作動するかどうかのものであり、通常の使用に耐えうるか否かの判断はしておりません。また、いつの時点でも可動のものが不動になる可能性があることをご了承ください。よって、機械の作動を理由とするキャンセルは一切受け付けません。

9. 東西ニューアートはオークションにて販売される成り行き品以外の商品に対して、競売日より一年間の真物保証をしています。ただし、作者・工房等が確実でない商品については「伝」「スタイル」とカタログに表示されますが、その場合は真物保証の対象にはなりません。古美術および通例として一般的に同様の扱いをうけている掲載商品についても一切保証致しておりません。また、真物保証対象外の商品についての真贋に関わるキャンセルも一切受け付けません。

イ) 真物保証の利益は非譲渡とし、オークションを通じて商品を購入した本人のみが受けられるものであり、転売や譲渡等により所有者となった者はその利益を受けることはできません。

ロ) 真物保証対象商品に対しての真贋に関わるキャンセルは競売日より一年以内に申し立てることができますが、東西ニューアートが適正と認められる鑑定機関において贋作と判断された場合のみ、東西ニューアートは当該商品が競売当時の状態であることを確認出来た上でその作品を引き取り、その後お支払いいただきました商品代金の総額を返金いたします。上記支払をもってすべてを解決するものとし、受領済の商品代金以上にかかる買い手の返品による損害等の保障はいたしません。落札時の商品配送及び返品時の商品配送にかかる一切の費用(輸送費および梱包費、保険料等)については買い手の負担となります。

ハ) 万一、落札商品が盗品あるいは遺失物と判明し、正当な所有者から返還請求がなされた場合、東西ニューアートは直ちに売買契約を解除することができ、当該商品の支払いが完了している場合は受領済の代金を無利息にて返還することによりこれを解決とします。

10. もし買い手が上記第6、7条に従って商品を引き取らずその全額を支払わなかった場合には、東西ニューアートは自己の裁量に基づき、他の権利や救済手段の他に以下の事項を行う権利を有します。

イ) 買い手に通告することなしに、公のまたは私的な競売でその商品を再び売却させたりすること。ただし、再競売で落札された価格が前回を下回った場合は、まず買い手が支払った一部支払金を再競売にかかった費用にあて、その差額を差し引いてさらに不足があれば元の買い手が負担し、剰余分があれば売り手のものとなります。

ロ) 買い手の費用でその商品を東西ニューアートの建物内かその他の場所に保管し、また買い手が支払価格を全納し延滞金その他全ての費用を支払った場合に限り、その商品を引き渡すこと。ただしこれにかかわらず、支払期限が過ぎ延滞が生じた時点で、東西ニューアートはその商品を本項イ)号に従って売却処分する権利を有します。

11. 商品の所有権は、買い手が支払価格を全額支払うまでは買い手に移転しません。しかし、その商品についての一切の責任は、危険負担を含めて、その商品の落札が決定し、落札者への通知がなされた時点より全て買い手に移転します。東西ニューアートは、買い手が支払価格を全額支払い終えるまで、競売されたいかなる商品についても留置する権利を有します。

12. 反社会的勢力の排除

12-1. 買い手は、東西ニューアートに対し、以下の事項を確約し、これに違反しないことを将来にわたって保証するものとします。

イ) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過し

ない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下「反社会的勢力」)ではないこと。

ロ) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者、以下、本条において「役員」)、その他、経営に実質的に関与している者、株主及び本契約を代理、媒介する者その他の関係者が反社会的勢力でないこと。

ハ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

ニ) 本契約の履行及びその他の目的を達成するため、反社会的勢力を利用したり、関与させないこと。

ホ) 自ら、又は役員、その他経営に実質的に関与している者、株主において、反社会的勢力に資金や便宜を供与するなどの関与をしていないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

12-2. 東西ニューアートは、買い手が以下の各号に該当していることが判明した場合には、催告することなくその買い手との取引を停止、又は買い手との契約を解約することができるものとします。この取引の停止又は契約の解約によって買い手に損害等が生じた場合も、何ら責任を負わないものとし

ます。

イ) 前項各号の表明保証に違反した場合。

ロ) 暴力的な要求行為や、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。

ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為があった場合。

ニ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為のあった場合。

ホ) その他前各号に準ずる行為のあった場合。

13. 本件条項の解釈を含む契約関係は、日本法に準拠し、執行されるものとします。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の規定は、除外されるものとします。

14. 本件条項に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを専断的に合意します。

2025年9月
株式会社東西ニューアート